

## 「申請に対する処分」基準等公開票（条例又は規則）

許認可等の名称	使用料の還付	
根拠条例等・条項	堺市立文化会館条例第13条 堺市立文化会館条例施行規則第11条	
所 管 課	文化国際 部	文化 課
審 査 基 準	<p>使用料の還付については、堺市立文化会館条例第13条及び堺市立文化会館条例施行規則第11条に基づき審査する。</p> <p><b>【堺市立文化会館条例】</b> (使用料の不還付)</p> <p>第13条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長において特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p><b>【堺市立文化会館条例施行規則】</b> (使用料の還付)</p> <p>第11条 条例第13条ただし書の規定により使用料を還付することができる場合及びその還付額は、次のとおりとする。ただし、第8条第2項の規定により使用許可の変更を承認した場合は、第2号の規定は、適用しない。</p> <p>(1) 天災地変その他使用者の責めに帰さない理由により使用できなくなったとき。 既納の使用料の全額</p> <p>(2) 使用者が使用しようとする日前7日まで(ホールにあっては使用しようとする日前1か月まで、ギャラリーにあっては使用しようとする日前15日まで)に使用の取消しを申し出て、その理由が認められたとき。 既納の使用料の半額</p> <p>2 前項の規定により使用料の還付を受けようとする者は、堺市立文化会館使用料還付申請書(様式第5号)に使用許可書を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、当該還付を受けようとする者が、市長が定める方法により使用者本人であることを証したときは、使用許可書の添付を省略することができる。</p>	
標準処理期間	標準処理期間	即時(または審査に相当の期間が必要な場合は、申請者に対し調査等に要する期間を通知する。)
	標準処理期間を設定できない理由	

